

令和 6 年度山梨市保育園等利用者負担額(保育料)徴収金額表

利用者負担額(保育料)は、お子さんの父母の市民税所得割課税額(住宅借入金等特別控除・配当控除・寄附金控除など適用されないものもあります)を合算した額に応じて決定しています。

なお、父母の収入の合計額が103万円未満の場合は、同居の祖父母等の課税額を含めて決定します。

※同居とは、住民基本台帳等の形式的な要件ではなく、生活の実態を重視し、児童と同一家屋に居住する父母及び祖父母等扶養義務者は、原則として同一世帯となります。

次の表は、保育認定(3号認定)の保育料です。公立・私立の別はありません。

階層 区分	世帯の階層区分定義	利用者負担額(月額/人)	
		3歳未満児	
		標準時間	短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	0	0
第 3	所得割課税額 10,000 円未満 (市町村民税均等割課税世帯含む)	10,000	8,000
第 4	所得割課税額 10,000 円以上 25,000 円未満	14,000	12,000
第 5	所得割課税額 25,000 円以上 48,600 円未満	18,000	16,000
第 6	所得割課税額 48,600 円以上 77,101 円未満	22,000	20,000
第 7	所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満	24,000	22,000
第 8	所得割課税額 97,000 円以上 135,000 円未満	30,000	28,000
第 9	所得割課税額 135,000 円以上 169,000 円未満	36,000	34,000
第 10	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	41,000	39,000
第 11	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	42,000	40,000
第 12	所得割課税額 397,000 円以上	44,500	42,500

● 児童の当該年度初日の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料の区分は変わりません。また、年度途中で入園した場合も当該年度初日の年齢により決定されます。

● 同一世帯で兄弟が同時に保育園等を利用する場合、2人目は半額、3人目は無料となります。

【問い合わせ】 山梨市役所 こども・子育て課 保育担当（東館1階、内線1152～1156）